



4. 65歳以上の遺族厚生年金は老齢厚生年金と併給に。  
これまで、自分の老齢厚生年金が50万円、遺族厚生年金が90万円の場合、遺族厚生年金を選んで受給することが出来ましたが、4月からはその選択が出来ないこととなりました。  
まず自分の老齢厚生年金の50万円を受給、そのご遺族厚生年金の40万円を併せて受給することとなります。  
遺族の年金は非課税ですが、老齢の年金は課税されることもあります。  
政府の意図が透けて見えますよね。
5. 遺族年金の受給期間が一部改正されます。  
30歳未満で、18歳以下の子を持たない妻に対する遺族厚生年金の支給期間が5年間に短縮されます。  
これまで、妻に対する遺族の年金は生涯受給できたのですが、この改正によりライフプランを考えると受取総額に数千万円の差が生じます。  
若年であれば、再就職・再婚の可能性もあると考慮してのことだとは思いますが、かなりきつい改定です。  
上記は妻の場合のみで、厚生年金期間のある妻が死亡した場合でも、夫は55歳以上でなければ年金を受ける権利自体が発生しません。  
国民年金、厚生年金どちらも夫には冷たいものです。

国民年金にしろ、厚生年金にしろこの制度全体の背景には、社会の基本単位は夫婦、そして夫は外で働くもの、妻は家を守るものという既成概念があると私は思います。

でも、もうそろそろ、シングルの方の場合、単身で子供を育てている場合、また二人で協力して働いている場合等様々な家庭のありようの現実を目を向けるべき時に来ていると思います。

夫と妻の場合でも、二人で必死に働いているのに、その配偶者の一方がお亡くなりになった場合など、そのダメージを補う辛さは夫も妻も変わりはないのではないのでしょうか？

---

### ★トピックス～雇用保険料の改定は？～

本来この4月1日から改正雇用保険法は施行される予定でしたが、厚生労働省が採決前に成立後の説明文書を誤って国会議員に配布してしまったため、野党が「国会軽視」と反発、採決が4月10日に延期となってしまいました。

改正案では、雇用保険料率が引き下げられる予定でしたが、施行が当初より遅れることとなりました。

思いがけないこのアクシデント、4月分の雇用保険料は、新旧どちらの保険料率で徴収すればいいのでしょうか？

事業主さんも、働く人も料率は低いほうがありがたいですよ。

---

~~~~~編集後記~~~~~

私事ですが、特定社会保険労務士の試験に合格しました！

勉強する期間もそして時間も短かったのに何とか合格することが出来て、一緒に勉強したグループの皆さんや、支えてくれた沢山の友人に感謝したい今年の春です。

~~~~~

\*\*\*\*\*

**年金についてのご相談なら**

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。\*

\*\*\*\*\*

---

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

---